

令和4年度横浜市就学奨励対策審議会会議録

日 時	令和4年11月21日（月） 10時00分 ～11時30分
開催場所	横浜花咲ビル 2階 205会議室
出席者 委員 6名 事務局 6名	委員：杉田文江、紅林千津子、芳川玲子、渡曾知子、岩井一芳、谷口なおみ 事務局：インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャー 佐藤祐子 学校支援・地域連携課長 須山次郎、担当係長 郡司秀幸 担当係長 今野友香里 ほか職員1名 健康教育課担当係長 安田裕一
欠席者3名	新保幸男、竹原浩太郎、室伏健治
開催形態	公開（傍聴者3人）
議 題	1 就学援助制度の概要 2 令和3年度就学援助事業実施状況 3 令和4年度就学援助事業実施状況 4 令和5年度就学援助事業実施計画
決定事項	1 令和5年度就学援助事業実施計画について承認する。
議 事	1 教育委員会事務局挨拶 インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャーより挨拶 2 委員等の紹介 3 開会 委員数9名のうち出席6名。半数以上の出席であるため、本審議会は成立。 4 議事 (1) 就学援助制度概要説明（事務局より説明） 就学援助制度は、すべての子どもに義務教育を保障するための制度であり本市は 条例に基づき執行していること。併せて、対象者の範囲、支給費目について説明。 (2) 令和3年度就学援助事業の実施状況報告（事務局より説明） 令和3年度就学援助事業の実施状況について、区別認定者数及び援助率、申請理 由別内訳、決算額等を報告。 委員 就学援助制度の所得基準が市生活保護基準の平成25年8月の等倍である理由はあ りますか。 事務局 現在の市生活保護基準と比較した際に平成25年8月の基準を使用することによ り、所得基準額を引き下げることなく維持することができるからです。 委員 平成24年の生活保護基準と比較した際には平成24年の基準の方が就学援助の所 得基準を高く設定できますが、使用していない理由はなんですか。 事務局 それまでは生活保護基準に連動して基準額を設定してきましたが、平成25年の大

規模かつ段階的な生活保護基準引下げの際に、文部科学省から生活保護基準の引き下げに連動しなくてもよいという通知がありましたので、通知のあった当時のままの基準を踏襲しています。他の政令指定都市と比較した際にも平成 25 年以降の基準を使用している都市が大多数となります。

委員 大多数が基準を変更しているが、千葉市は平成 24 年の基準を使用し続けているようです。生活保護の基準や国の動向を鑑み、今後も検討を続けてください。

(3) 令和 4 年度就学援助事業実施状況報告（事務局より説明）

予算額、申請・認定状況、認定者数の推移について説明。3 年度の予算額は中学校の学校給食の拡充により前年度より約 2 億 4,000 万円増額となっている。令和 4 年 10 月 26 日現在の認定者数は前年度同時期の認定者数より約 200 人少ない。認定者数、援助率は平成 24 年をピークに徐々に減少していて、コロナ禍においてもこの傾向は続いている。

委員 援助率が下がっている原因の一つに周知について考えられます。区の生活支援課には生活困窮の相談が増えているが、就学援助について周知に工夫はありますか。

事務局 就学援助のお知らせについては、令和 4 年度からページ数を増やし、よりわかりやすいお知らせとしました。また、市立学校全校で全員を対象に配付を行っています。

委員 困窮世帯の申請意識は高く、学校に問い合わせも多くあります。また、毎年度申請をしている世帯には、学校からも呼びかけを行っています。一方で申請していない対象となる世帯がどれくらいあるか事務局で把握していますか。

事務局 本市の就学援助制度では、申請世帯以外の所得の把握はしていません。

委員 わかりました。今後も学校として周知を継続していきます。

委員 国からの世帯への給付金が申請の壁となっていることは考えられますか。

事務局 本市では課税対象の所得のみ審査対象としているため、課税対象でない給付金については審査対象としていません。

委員 就学援助のお知らせの外国語翻訳版は作成していますか。

事務局 ホームページにやさしい日本語を含む 6 カ国語での掲載をしています。

委員 学校でも翻訳サイトなどを使用し、申請の補助をしています。

委員 ホームページへのアクセス数などは把握していますか。

事務局 アクセスカウンターなどがいないため、わかりません。

委員 制度の周知については区役所などとも連携できると思うため、今後ともよろしくお願いします。

(4) 令和 5 年度就学援助事業の実施計画（事務局より説明）

保護者への周知は、例年どおりチラシを保護者全員に配付し、「広報よこはま」に掲載する。各区民生委員児童委員や主任児童委員にチラシを配付し、制度の周知

	<p>を図る。手続きについては、学校が受付と保護者への結果の通知及び支給を行う。教育委員会事務局は審査を行い学校へ就学援助費を支出する。</p> <p>支給単価について説明。認定基準については、前年度同様の認定基準を据え置くことを提案。</p> <p>委員 小学校入学準備費入学前支給はどのように周知していますか。</p> <p>事務局 毎年10月中旬に翌年小学校に入学するお子さんの御家庭にいつから〇〇小学校に就学することになりますという内容の「就学通知書」を送っています。この書類と一緒に、入学準備費のお知らせと就学時健康診断のお知らせを一つの封筒で対象家庭に送付しています。</p> <p>委員 生活保護基準は年内をめどに現在も変更の検討が続いています。大幅引下げなどに留意しつつ、今後の所得基準の設定をお願いします。</p> <p>委員 昨今の物価の上昇に対してなにか対応策は考えていますか。</p> <p>事務局 文部科学省の概算予算要求の中で学用品費の単価が増額となっているため、本市でも増額予定です。</p> <p>(注・令和5年1月に示された文部科学省の予算案において、単価が増額とならなかったため、本市も同様の対応となる見込みです。(令和5年2月現在))</p> <p>委員 子育て世帯への給付金の申請があるかと思いますが、申請についてなにか連携はしていますか。</p> <p>事務局 就学援助制度と統一的に同じ案内ができる制度ではないため、連携は難しいと考えます。他部署との連携はできるところから進めていきます。</p> <p>令和5年度実施計画について、承認された。</p> <p>議事終了 議事録の作成について会長・副会長への一任が承認された。</p> <p>審議会の終了</p>
資 料	<p>(1) 令和4年度第1回就学奨励対策審議会資料</p> <p>(2) 就学援助のお知らせ(令和4年度)</p>